

八の二 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十六の規定による助言を行うこと。

八の三 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十 非化石エネルギー法第十一条に規定する業務を行うこと。

十一 基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号。以下「基盤法」という。）第十二条に規定する業務を行うこと。

十二 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号。以下「福祉用具法」という。）第七条に規定する業務を行うこと。

十三 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第十条に規定する業務を行うこと。

十四 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十九条に規定する業務を行うこと。

十五 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第四十二条第一項に規定する安定供給確保支援業務（同条第二項の規定による指定に係るものに限る。以下「安定供給確保支援業務」という。）を行うこと。

（業務の委託等）

第十六条 機構は、経済産業大臣の認可を受けた、金融機関その他政令で定める法人に対して、前条第十三号に掲げる業務の一部を委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の認可に係る業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は政令で定める法人（以下「受託金融機関等」という。）の役員及び職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 経済産業大臣は、前条第十三号に掲げる業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるものを行うこと。

ると認めるとときは、受託金融機関等に対し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関等の事務所その他のことの事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(株式等の取得及び保有)

第十六条の二 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

(特定公募型研究開発業務基金の設置等)

第十六条の三 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第五十条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金(以下「特定公募型研究開発業務基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対して、特定公募型研究開発業務基金に充てる資金を補助することができる。

(特定半導体基金の設置等)

第十六条の四 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第五十条第十四号に掲げる業務(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十九条第一号及び第三号(第一号に係る部分に限る。)に掲げる業務に限る。)に関する事項を定めた場合には、当該業務に要する費用に充てるための基金(以下「特定半導体基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、特定半導体基金に充てる資金を補助することができる。

3 特定半導体基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、特定半導体基金に充てるものとする。

4 通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に付する部分に限る。)の規定は、特定半導体基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

5 経済産業大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第十二条第四項又は同条第五項において準用する同法第十五条の規定による通知を行つた場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、第二項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

6 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(国会への報告等)

第十六条の五 機構、毎事業年度、特定半導体基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

(安定供給確保支援基金の設置等)

第十六条の六 機構、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において安定供給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金(次項及び次条第二項において「安定供給確保支援基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、安定供給確保支援基金に充てる資金を補助することができる。

3 経済産業大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十条第三項又は第十二条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

4 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

のとされた額を含み、同条の規定又は次条第二項の規定により資本金を減少した場合にあつては基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十一条の規定により出資がなかつたものとされた額又は次条第二項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

旧機構の解散については、旧石油代替エネルギー法第五十五条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(持分の払戻し)

第三条 基盤法改正法附則第三条第一項の規定により政府以外の者から旧機構に対して出資されたものとされた額(基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により資本金を増加し又は減少した場合にあつては、同条の規定により出資があつたものとされた額を含み、同条の規定により出資がなかつたものとされた額を除く。)については、当該政府以外の者は、旧機構に対し、政令で定める期間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

旧機構は、前項の規定による請求があつたときは、旧石油代替エネルギー法第六十条第一項の規定にかかるわらず、当該請求をした者に対する、政令で定める日における旧鉱工業承繼勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する当該請求をした者の持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、旧機構は、当該持分に係る出资額により資本金を減少するものとする。

前条第七項及び第八項の規定は、前項の資産の価額について準用する。この場合において、同条第七項中「機構成立の日」とあるのは、「附則第三条第二項に規定する政令で定める日」と読み替えるものとする。

前条第九項(第三号を除く。)の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から一月以内に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

5 機構は、前項の規定による請求があつたとき
は、第八条第一項の規定にかかるらず、当該持
分に係る出資額に相当する金額により払戻しを
しなければならない。この場合において、機構
は、その払戻しをした金額により資本金を減少
するものとする。

(事務所に関する経過措置)

第四条 機構は、政令で定める日までの間、第五
条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都
に置く。

(探鉱貸付経過業務)

第六条 機構は、旧石油代替エネルギー法第三十
九条第一項第四号の規定により貸し付けられた
資金に係る債権(附則第二条第一項の規定によ
り承継したものに限る。)の回収が終了するま
での間、第十五条に規定する業務のほか、当該
債権の管理及び回収並びにこれらに附帯する業
務(以下「探鉱貸付経過業務」という。)を行
う。

2 前項の規定により機構が探鉱貸付経過業務を
行う場合には、第六十条第一項及び第四項中
「前条第十三号に掲げる業務」とあるのは「前
条第十三号に掲げる業務及び附則第六条第一項
に規定する探鉱貸付経過業務」と、第十七条第
一項第二号中「第十五条各号(第十一号及び第
十二号を除く。)に掲げる業務」とあるのは「
第十五条各号(第十一号及び第十二号を除く
。)に掲げる業務及び附則第六条第一項に規定
する探鉱貸付経過業務」と、第十九条第一項中
「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五
条に規定する業務及び附則第六条第一項に規
定する探鉱貸付経過業務」と、第二十七条第一
号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「
第十五条に規定する業務及び附則第六条第一
項に規定する探鉱貸付経過業務」とする。

(研究基盤出資経過業務)

第七条 機構は、政令で定める日までの間、第十
五条に規定する業務のほか、旧研究開発体制整
備法第四条第三号の規定に基づく出資により旧
機構が取得した株式で附則第二条第一項の規定
により承継したものの処分及びこれに附帯する
業務(以下「研究基盤出資経過勘定」という。)を設
けて整理しなければならない。

3 第一項の規定により機構が研究基盤出資経過業務を行う場合には、第十九条第一項中「それぞれの勘定」とあるのは「それぞれの勘定並びに附則第七条第二項に規定する研究基盤出資経過勘定」と、「第十五条规定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第七条第一項に規定する研究基盤出資経過業務」とあるのは「第十五条に規定する業務並びに附則第七条第一項に規定する研究基盤出資経過業務」とする。
（研究基盤出資経過勘定の廃止等）
第八条 機構は、研究基盤出資経過業務を終えたときは、研究基盤出資経過勘定を廃止するものとし、その廃止の際研究基盤出資経過勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。
2 機構は、前項の規定により研究基盤出資経過勘定を廃止したときは、その廃止の際研究基盤出資経過勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。
（鉱工業承継業務）
第九条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条に規定する業務のほか、基盤法改正法附則第二条第一項の規定により旧機構が基盤技術研究促進センター（以下「センターア」という。）から承継した株式で附則第二条第一項の規定により承継したものとの処分及びこれに附帯する業務を行う。
2 機構は、基盤法改正法第一条の規定による改正前の基盤法第三十一条第一項第一号、基盤法第十三条第一号及び基盤法改正法附則第十四条第二項の規定により貸し付けられた資金に係る債権（附則第二条第一項の規定により承継したものに限る。）並びに次項の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、第十五条に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収並びにこれらに附帯する業務を行う。
3 機構は、平成十三年三月三十一日までに基盤法改正法第一条の規定による改正前の基盤法第三十一条第一項第一号の規定によりセンターアが締結した貸付契約（基盤法改正法附則第二条第一項の規定により旧機構が承継したものに限る。）のうち附則第一条第一項の規定による旧

機構の解散の時において、まだ、その履行を完了していないものがあるときは、基盤法改正法附則第二条第一項の規定によるセンターの解散の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、第五十五条に規定する業務のほか、当該貸付契約に係る貸付け及びこれに附帯する業務を行うことができる。

4 機構は、前三項に規定する業務（以下「鉱工業承継業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「鉱工業承継勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定により機構が鉱工業承継業務を行う場合には、第十九条第一項中「それぞれの勘定」とあるのは「それぞれの勘定並びに附則第九条第四項に規定する鉱工業承継勘定」と、「第五十五条に規定する業務」とあるのは「第五十五条に規定する業務及び附則第九条第四項に規定する鉱工業承継業務」と、第二十七条第一号中「第五十五条に規定する業務」とあるのは「第五十五条に規定する業務並びに附則第九条第四項に規定する鉱工業承継業務」とする。

6 第二項及び第三項の規定により機構が業務を行ふ場合には、第十六条第一項中「前条第十三号に掲げる業務の一部」とあるのは「前条第十三号に掲げる業務の一部並びに附則第九条第二項及び第三項に規定する業務の全部又は一部」と、同条第四項中「前条第十三号に掲げる業務」とあるのは「前条第十三号に掲げる業務並びに附則第九条第二項及び第三項に規定する業務」とする。

（鉱工業承継勘定の廃止等）

第十一条 機構は、鉱工業承継業務を終えたときは、鉱工業承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際鉱工業承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額を基盤法改正法附則第三条第一項の政府及び政府以外の者（附則第三条第二項の規定による払戻しを受けた者を除く。）に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により各出資者が分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 機構は、第一項の規定により鉱工業承継勘定を廃止した場合において同勘定に残余財産があるときは、政令で定めるところにより、当該残

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二条第一項第四号、第十六号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。

一 附則第二百六十六条、第二百六十八条、第二百七十三条、第二百七十六条、第二百七十九条、第二百八十四条、第二百八十六条、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十九条、第二百九十二条、第二百九十五条、第二百九十八条 第二百九十九条、第三百二十二条、第三百三十二条、第三百二十八条、第三百四十三条、第三百四十五条、第三百四十七条、第三百四十九条、第三百五十二条、第三百五十三条、第三百五十九条、第三百六十条、第三百六十二条、第三百六十五条、第三百六十八条、第三百六十九条、第三百八十一条、第三百八十三条及び第三百八十六条の規定 平成二十一年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第三百九十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月一日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

第一条（施行期日）

第一条 (施行期日) この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

附則（平成二一年七月八日法律第七〇号）抄

附 則 (平成二年七月八日法律第七〇号)抄
第一条 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)

附則（平成二三年六月二二日法律第七

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

第四章の二削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四章第一号の改正規定（第二十八条の十二第二項若しくは「」を削る部分に限る。）に限る。

）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対する処置の特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定

（調整規定）
（公布の日）

第五十条 附則第四十一条の規定の施行の日が石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）の施行の日前である場合には、同条中「第十五条第一項第十三号」とあるのは、「第十五条第一項第十二号」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一四年九月五日法律第七十号）抄

（施行期日）

二 略

一 第三条（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（以下「機構法」という。）第十一項第十号及び第十二号並びに同

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

第二条 (老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十一条第一号の改正規定) (第二十八条の十二第一項若しくは「」を削る部分に限る。) に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対する対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定(罰則に関する経過措置)

第五十条 附則第四十一条の規定の施行の日が石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十号)の施行の日前である場合には、同条中「第十五条第一項第十三号」とあるのは、「第十五条第一項第十二号」とする。

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十四年九月五日法律第七十号)抄

(施行期日)
一 略

二 第三条(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(以下「機構法」という。))
第三条(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(以下「機構法」という。))
第十三条第一項第十号及び第十二条並びに同

条第二項の改正規定、機構法第十二条第一号の改正規定（「する業務」の下に「並びに同条第二項第一号に掲げる業務」を加える部分に限る）、機構法第十二条第三号の改正規定（並びに同条第二項）を「同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項」に改める部分（第十二条第二項第二号に掲げる業務に係る部分に限る。）、機構法附則第五条第二項の改正規定並びに次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第七条から第九条まで、第十六条、第二十一条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条及び第二十三条（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第二項第一号口の改正規定及び同項第二号への改正規定（第三十四条第一項）を「第四十二条第一項に改める部分に限る。）並びに次号に掲げる改正規定を除く。）の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

